

## 【女性活躍対策推進法に基づく一般事業主行動計画】

働きやすい職場環境を整備することによって、すべての職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図ることができるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：管理職に占める女性労働者の割合を労働者の男女比率をほぼ同等の80%にする

<対策>

実施時期 令和2年4月～

- ・男女職員に対して管理職養成のための研修を実施する

目標2：年間残業時間数を現在の95%以下にする

<対策>

実施時期 令和2年4月～

- ・管理職が、早めの帰りを呼びかけるとともに、自らも早めに帰る等し、職員が帰りやすい環境を整える